

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律について

<目次>

I	検討の経緯	1
II	法律の趣旨及び概要	2
III	逐条解説	5
IV	その他関連事項	54

I 検討の経緯

- この法律は、平成15年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（P59参照）において検討することとされ、平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」（P59参照）において平成18年度から本格実施することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」を制度化するものである。
- この総合施設については、平成16年12月に中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議において、その基本的な在り方について審議のまとめ（P60参照）が行われ、平成18年3月には総合施設モデル事業評価委員会において平成17年度に全国35か所で実施したモデル事業の職員配置、施設設備、教育・保育の内容等について最終まとめ（P62参照）が行われた。
- 文部科学省及び厚生労働省においては、これらの検討を踏まえ、本年3月7日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。同法律案は、同年6月9日に可決成立し、6月15日に公布されたところである（法律第77号）。
なお、衆議院及び参議院において附帯決議が行われている。